

## 富山県本人確認情報保護審議会 議事録（概要）

日 時：平成 29 年 3 月 17 日（金） 14:00～15:20

場 所：富山県民会館 601 号室

出席委員：大石委員、飛田委員、西岡委員、細川委員（五十音順）

### [事務局]

ただいまから、富山県本人確認情報保護審議会を開催する。定足数について、本審議会は、富山県住民基本台帳法施行条例第 6 条第 2 項により、過半数の委員の出席がなければ開くことができないとされているが、本日は委員 4 名出席であり、会議は有効に成立している。

まず、委員改選後、初めての審議会ということで、会長の選出をお願いしたい。

富山県住民基本台帳法施行条例第 5 条第 1 項において、会長は委員の互選によると規定されているが、如何か。

### [委員]

これまで会長を務めておられた実績のある細川委員に引き続きお願いしてはどうか。

～ 全委員異議なし ～

### [事務局]

これからの議事進行については、細川会長にお願いしたい。

### [会長]

会長職務代理者の指名が条例で定められている。私の方から指名させていただくが、大石委員にお願いしたい。

～ 全委員異議なし ～

それでは次第の「住民基本台帳ネットワークシステム等について」、「住民基本台帳ネットワークシステム関係要綱の制定等について」説明を受けたい。

～ 事務局から説明 ～

### [会長]

以上の説明に対して、意見があれば発言をお願いしたい。

### [委員]

市町村の住基ネットシステム運営監査について、監査を行う監査法人はどのようなものか。

[事務局]

トーマツなどの監査法人が行っている。市町村が地方公共団体情報システム機構に監査の依頼を行うと、地方公共団体情報システム機構が選定した監査法人が市町村に派遣され、3日間、監査が行われる。

[委員]

トーマツは会計監査法人だが、住基ネットシステム運営監査は会計監査法人が行うのは適任なのだろうか。

[事務局]

監査を統括している地方公共団体情報システム機構が適任な法人を選んでいると思われる。

[事務局]

この監査はシステム監査であり、監査の担当者は会計士ではなく、システム監査を専門としている者が行っていると思われる。

[委員]

本人確認情報取扱要綱第4条(6)に「物理削除」とあるが、どういったものか。

[事務局]

削除の方法として「論理削除」と「物理削除」がある。「物理削除」が行われる例としては、市町村の住基システムから住基ネットに通知が行われるが、誤った情報が通知される場合があり、市町村から県に誤った情報を住基ネットから削除してほしいという依頼が届く。この依頼を受けて県の方でデータを削除するが、誤ったデータのため、もともと無かったものとして完全に削除するので、「物理削除」という表現をしている。

[委員]

「物理削除」という言葉はわかるのか。

[事務局]

システム用語なので、システムを知っている方であれば分かる言葉だと思われるが、分かりにくいということであれば表現を検討したい。

[委員]

システムの分野で決まった定義があるのであれば、それで良い。

「論理削除」というのはどのような意味か。

[事務局]

ウィンドウズでファイルをごみ箱に入れるという作業があるが、ごみ箱に入れるのが「論理削除」、ごみ箱を空にするのが「物理削除」のイメージである。

[委員]

帳票を印刷して、その後廃棄した場合、「溶解」とか「シュレッダー」とかを管理簿に書くことになるが、帳票を廃棄した当該職員が行うことになるのか。

[事務局]

その通りである。

[委員]

その人が正確に書かないといけない。

それを担保する方法がない。

南スーダンの件で、廃棄した廃棄していないという話もある。

当の職員がきちっとやらないといけない。

[事務局]

制度やシステムとしては整備するが、その運用は当然、人が行うので、それについての懸念は常にあることだと思っている。

[委員]

廃棄の方法や実際にされたかどうかはどうやって確認するのか。

[事務局]

ダブルチェックを行うといった方法が考えられる。

[委員]

帳票や複写は膨大な量があるのか。

[事務局]

業務によってまちまちだが、地方税、県税関係で本人確認情報の利用件数は年間5千件程度であり、少なくはない量だと考えている。

[事務局]

誰が取り出したデータかを特定できるような運用を行うため、本人の規範意識だけではなく、抑制効果はあるのではないかと考えている。

[委員]

画面を触る場合、職員は職員番号などをインプットするのか。

[事務局]

業務端末を利用する場合は静脈認証によりログインすることになり、何時、誰がログインし、どのような検索をしたかはログに残る。

[事務局]

利用者を限定し、利用者を全て登録させるという運用を行っている。

[委員]

本人確認情報取扱要綱第4条(1)のエとかオで、「画面のハードコピーを取らない。」とか、「離席する際は業務アプリケーションを終了させ、不正な操作を予防する。」とあるが、誰か立ち会うのか。

[事務局]

悪意のある者の行為は防ぐのは難しいが、操作者の心構えを明記することにより意識の向上を図る。

[委員]

セキュリティ要綱の「情報資産の管理」の改正について、管理責任者が増えたのかと思ったが、そうではなくて、より明確化するというもので、それによって管理がしっかりするだろうということか。

[事務局]

その通りである。実際、本人確認保護責任者、市町村支援課長であるが、帳票そのものを管理することは不可能であり、責任者として明確に位置付けるというものである。

[委員]

本人確認情報取扱要綱案についてはスタンダードなもの、統一的なものがあるのか。また、他の都道府県の要綱と比べて違いはあるのか。

[事務局]

地方公共団体情報システム機構から出されている指針があり、その中の例を参考としている。ベースとなっているのは総務省の技術的基準である。

また、他の都道府県の要綱は入手していないが、指針と比べると、指針は市町村の業務も含んだものであるため、県の要綱では管理対象が少なかったりするが、概ねカバーしていると考えている。

[委員]

セキュリティ要綱の第15条で「システム管理責任者は、操作履歴について、7年間保管する」とあるが、7年というのは税金の悪意のある場合の更正に合わせたのか。

[事務局]

刑法の窃盗や電子計算機使用詐欺の公訴時効が7年となっており、そこから引っ張ってきている。

[委員]

証拠を残しておくことはそんなに大変なことなのか。

[事務局]

操作履歴はデータで、バックアップをとって残しておくという手続きになります。

[委員]

刑法の公訴時効と同じにするというのはよくわからない。

会計帳簿であれば10年間である。

[事務局]

操作履歴については情報政策課がバックアップをとって保管しているので、情報政策課に保管期間を延長することが可能かを確認し、7年間が妥当であるかを含めて検討したい。

[事務局]

例えば10年ということか。

[委員]

長いということではなくても、短いということはあるだろうか。保管にそこまで労力がかかるとは思わない。

[事務局]

時効についても始期はいつか、7年ぴったりでいいのかという問題もある。

[事務局]

7年間というのは操作履歴であって、先ほどの話にもあった不正操作に関連する話もあるので、そのあたりの考え方を一度整理して御回答するというところでよろしいか。

[委員]

それで良い。

[会長]

他に意見がないようであれば、本日の審議会を終了したい。